

応急対策職員派遣制度に関する要綱

目次

第1章 総則

第2章 応急対策職員派遣制度の基本的な事項

第3章 大規模災害時における応急対策職員派遣制度に係る対応等

第4章 被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣

第1節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第1段階支援）

第2節 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）

第3節 追加の対口支援による応援職員の派遣

第4節 独自申出による応援職員の派遣

第5章 総括支援チームの派遣

第6章 受援体制

第7章 その他

別 表

別 紙

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである応急対策職員派遣制度について基本的な事項を定めるとともに、その運用に当たり関係機関と総務省とが協力して実施する事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、関係法令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害をいう。
- (2) 地域ブロックとは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第1条第1項に定めるブロックをいう。ただし、中国ブロック及び四国ブロックについては、合わせて一の地域ブロックとする。
- (3) 地域ブロック幹事都道府県とは、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第3条第1項に定める幹事県をいう。ただし、中国・四国ブロックについては、中国ブロック又は四国ブロックの幹事県のうちいずれか一の幹事県とする。
- (4) 地域ブロック内の地方公共団体とは、別表に定める地域ブロック内の都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村をいう。
- (5) 被災都道府県内の地方公共団体とは、被災市区町村を包括する被災都道府県及び当該被災都道府県の区域内の市区町村（被災市区町村を除く。）をいう。
- (6) 関係団体とは、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会をいう。
- (7) 関係機関とは、関係省庁、関係団体及び地方公共団体をいう。
- (8) 関係都道府県とは、被災地域ブロック幹事都道府県及び被災都道府県をいう。
- (9) 対口支援方式とは、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう。
- (10) 災害マネジメント総括支援員とは、被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。
- (11) 災害マネジメント支援員とは、災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者として、総務省が管理する名簿に登録されている者をいう。

- (12) 総括支援チームとは、被災市区町村への応援職員派遣の協力依頼に先立ち、被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握を行うほか、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣するチームをいう。

第2章 応急対策職員派遣制度の基本的な事項

（基本的な事項）

第3条 本制度の基本的な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）本制度は、地方公共団体の相互の協力によることを旨とするものであること。
- （2）本制度は、地方公共団体間の災害時相互応援協定等を妨げるものではないこと。
- （3）本制度に基づく応援職員の派遣の形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本とするものであること。
- （4）本制度に基づく応援職員の派遣の目的は、被災市区町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであること。
 - （ア）災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、本制度以外の仕組み等において対象としていない業務を支援すること。ただし、本制度以外の仕組み等と必要な連携を図るものであること。
 - （イ）被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること。
- （5）前号アのための応援職員は、次に掲げるように派遣することを基本とするものであること。ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図るものであること。
 - （ア）最初に被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第1段階支援」という。）とし、第1段階支援だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない場合には、第1段階支援を補完するため全国の地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第2段階支援」という。）。
 - （イ）対口支援方式により応援職員を派遣すること。
 - （ウ）都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村（指定都市を除く。）が一体的に応援職員を派遣すること（以下「一体的支援」という。）。
- （6）第4号イのための応援職員は、総括支援チームを派遣するものであること。

（関係機関の連携）

第4条 関係機関及び総務省は、本制度に基づく応援職員の派遣が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡調整を行うものとする。

第3章 大規模災害時における応急対策職員派遣制度に係る対応等

(情報の収集及び共有)

第5条 総務省は、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあると考えられる場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁、関係団体及び関係都道府県（以下「関係省庁等」という。）からの情報の収集及び関係省庁等との情報の共有を行うものとする。

2 総務省は、前項の規定により情報の収集及び共有を開始する場合には、関係省庁等に対しその旨を連絡するものとし、連絡を受けた関係省庁等は、総務省に対し応援職員の派遣に関して得られた情報を提供するものとする。

3 前2項の規定による情報の収集、共有及び提供は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。

4 被災地域ブロック幹事都道府県は、自らが被災した等の場合には、本要綱における被災地域ブロック幹事都道府県の役割について、被災地域ブロック内の他の都道府県（以下「被災地域ブロック幹事代理都道府県」という。）に行わせることができるものとする。この場合において、被災地域ブロック幹事代理都道府県は、総務省、全国知事会並びに被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市に対しその旨を速やかに連絡するものとし、連絡を受けた総務省は、関係団体に対しその旨を連絡するものとする。

(被災都道府県による応援職員のニーズ等の把握)

第6条 被災都道府県は、被災市区町村における次の各号に掲げる応援職員のニーズ等を速やかに把握するものとする。

(1) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性

(2) 前号について応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）

(3) 総括支援チームの派遣の必要性

(4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な情報

2 被災都道府県は、総務省及び被災地域ブロック幹事都道府県に対し、前項の規定により把握した情報を提供するとともに、把握したニーズ等に対し当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には、その旨を併せて連絡するものとする。

3 前項の規定による情報の提供及び連絡は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとする。

(応援職員確保調整本部の設置)

第7条 総務省は、得られた情報を基に、関係団体と協議の上必要と判断した場合又は震度7の地震が発生した場合には、応援職員の派遣に関し、対口支援団体の決定、総括支援チームの派遣の要請、関係省庁等からの情報の収集、関係省庁等との情報の共有並びに総合的な調整及び意思決定を行うため、総務省、関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県で構成する応援職

員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）を設置するものとする。この場合において、第5条第1項の総務省の事務は、確保調整本部に引き継ぐものとする。

- 2 確保調整本部に事務局を置き、事務局の事務は総務省が行うものとする。
- 3 確保調整本部は、確保調整本部が設置された場合には、内閣府、消防庁及び都道府県並びに関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対しその旨を連絡するものとする。
- 4 第1項の規定による情報の収集及び共有並びに総合的な調整は、主として電話、電子メール、ファクシミリ等により行うものとし、必要に応じて会議の開催により行うものとする。
- 5 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による総合的な調整を行う必要がなくなったと判断した場合には、確保調整本部を廃止するものとする。

（応援職員確保現地調整会議の設置）

第8条 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上必要と判断した場合には、次の各号に掲げる調整等を行うため、応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）を設置するものとする。

- （1）現地における情報収集
- （2）現地において収集した情報の確保調整本部への報告
- （3）前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な調整

- 2 確保調整本部は、関係都道府県に対し現地調整会議への参加を求めるものとする。
- 3 確保調整本部は、関係都道府県と協議の上、被災都道府県の災害対策本部が置かれる都道府県庁舎に設置することを基本として現地調整会議の設置場所を決定するものとする。
- 4 総務省、関係団体及び関係都道府県は、前項の規定により設置場所を決定した場合には、現地調整会議に参加させるための要員（以下「現地調整会議参加要員」という。）を派遣するものとする。
- 5 関係団体及び被災地域ブロック幹事都道府県は、現地調整会議参加要員を派遣することが困難である場合には、それぞれの構成団体（この要綱において、全国市長会にあっては市区（指定都市を除く。）と、指定都市市長会にあっては指定都市と、被災地域ブロック幹事都道府県にあっては被災地域ブロック内の他の都道府県とする。）に参加させることができるものとする。ただし、現地調整会議に参加する者のいずれかから参集の要請があった場合には、可能な限り現地調整会議参加要員を派遣するものとする。
- 6 総務省、関係団体及び関係都道府県の現地調整会議参加要員は、参集次第、現地調整会議に参加するものとし、さらに、災害時相互応援協定等に基づき現地に派遣された地方公共団体の連絡要員も参加することができるものとする。
- 7 確保調整本部は、応援職員の派遣の要請、派遣の状況等を踏まえ、第1項の規定による情報収集等を行う必要がなくなったと判断した場合には、現地調整会議を廃止するものとする。

第4章 被災市区町村が行う災害対応業務を支援するための応援職員の派遣

第1節 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣（第1段階支援）

（被災地域ブロック内の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第9条 被災都道府県は、当該被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災地域ブロック幹事都道府県を通じて被災地域ブロック内の地方公共団体に対し、当該被災市区町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

2 前項の規定による協力の依頼は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（1）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）

（2）前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

（確保調整本部における対口支援団体の決定）

第10条 確保調整本部は、前条第1項の規定により被災都道府県から被災地域ブロック内の地方公共団体に対して協力の依頼があった場合には、被災市区町村ごとに被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、被災地域ブロック内における対口支援団体を決定するものとする。

2 確保調整本部は、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、対口支援団体を決定するものとする。

（1）総括支援チームの派遣の状況

（2）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）、被害の状況及び災害対応業務実施体制の状況

（3）対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市と被災市区町村との距離及び移動時間

（4）対口支援団体の対象となる都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）又は指定都市の職員数

（5）対口支援団体の対象となる都道府県又は指定都市の過去の災害における応援職員の派遣の実績

（6）災害時相互応援協定等の締結状況

（7）前各号に掲げるもののほか、被災市区町村の人口等考慮を必要とする事項

3 確保調整本部は、被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市だけでは対口支援団体を決定することが困難である場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、対口支援の調整を行うものとする。この場合において、都道府県との調整については被災地域ブロック幹事都道府県が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

（1）別表の応援優先順位欄の順位

（2）第2項各号に掲げる事項

- 4 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、対口支援団体に対し、当該決定事項、第2項第2号に規定する事項及び現地調整会議等において得られた情報を速やかに文書により連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、現地調整会議に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。
- 5 被災都道府県は、対口支援団体が決定された場合には、被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。
- 6 確保調整本部は、対口支援団体を決定した場合には、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対し当該決定事項を速やかに連絡するとともに、全国市長会及び全国町村会を通じて一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

（対口支援団体等による応援職員の派遣）

第11条 対口支援団体は、前条第4項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援を行う被災市区町村に連絡要員を派遣する等により、当該被災市区町村における応援職員のニーズ等を把握するものとする。

- 2 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村における前条第2項第2号に規定する事項、前項の規定により把握したニーズ等を踏まえ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、次の各号に掲げる調整等を行うものとする。
 - （1）被災市区町村における応援職員の派遣要請人数（業務又は職種、期間等を含む。）の割り振りの調整
 - （2）交通手段、宿泊場所、必要な装備に関することその他応援職員の派遣に当たり必要な情報の可能な限りの提供
 - （3）前2号に掲げるもののほか、一体的支援を行うに当たり必要な調整等
- 3 対口支援団体及び対口支援団体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。
- 4 対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村について、次の各号に掲げる支援を継続的に行うものとする。
 - （1）応援職員のニーズ等の把握
 - （2）前号の規定により把握したニーズ等を踏まえた応援職員の派遣
 - （3）被災市区町村の職員、被災都道府県からの連絡要員、応援職員（自らが派遣する応援職員のほか、本制度以外の仕組み等により派遣された応援職員を含む。）等で構成する連絡会議の開催等を通じた関係者間での情報の共有
 - （4）応援職員に関する受援体制の確保に関する助言
 - （5）前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な支援
- 5 対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。
- 6 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、対口支援団体に対し、対口支援

の終了について、文書により連絡するものとする。

(第1段階支援に関するその他の事項)

第12条 対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。

4 対口支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

第2節 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階支援）

（全国の地方公共団体に対する応援職員の派遣についての協力の依頼）

第13条 被災都道府県及び被災ブロック幹事都道府県は、第9条第1項の規定により応援職員の派遣について協力の依頼を行うにあたり、当該被災地域ブロック都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは対応が困難な場合、確保調整本部に対し第2段階支援の必要性について連絡するものとする。

2 前項の規定による第2段階支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

（確保調整本部における対口支援団体の決定）

第14条 確保調整本部は、前条第1項の規定により第2段階支援の必要性の連絡を受けた場合には、次の各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については地域ブロック幹事都道府県が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

（1）別表の応援優先順位欄の順位

（2）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市の職員数

（3）都道府県（当該都道府県の区域内の市区町村を含む。）及び指定都市が既に応援職員の派遣を行っているときはその派遣人数

（4）前3号に掲げるもののほか、考慮を必要とする事項

2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、全国市長会及び全国町村会を通じて一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

（全国の地方公共団体による応援職員の派遣）

第15条 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。この場合において、対口支援団体である都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第2項各号に規定する調整等を行うものとする。

2 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団

体である都道府県と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第4項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。

- 3 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。
- 4 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(第2段階支援に関するその他の事項)

- 第16条 第14条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。
- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
 - 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第13条第1項、第14条第2項及び本条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。
 - 4 対口支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

第3節 追加の対口支援による応援職員の派遣

(追加の対口支援に対する応援職員の派遣についての協力の依頼)

第17条 対口支援団体は、当該対口支援団体による応援職員の派遣だけでは対口支援を行う被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、被災市区町村と協議の上、被災都道府県に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

2 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

3 被災都道府県は、第1項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡に対し、対口支援団体だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、確保調整本部に対し追加の対口支援の必要性について連絡するものとする。

4 前項の規定による追加の対口支援の必要性の連絡は、第9条第2項各号に規定する事項を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。

(確保調整本部における追加の対口支援団体の決定)

第18条 確保調整本部は、前条第3項の規定により追加の対口支援の必要性の連絡を受けた場合には、第10条第2項及び第14条第1項各号に掲げる事項を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整を行った上で、対口支援団体を決定するものとする。この場合において、都道府県との調整については地域ブロック幹事都道府県が、指定都市との調整については指定都市市長会が中心となり行うものとする。

2 確保調整本部は、前項の規定により決定を行った場合には、当該団体に対し、文書により決定事項を連絡するとともに、被災都道府県に対し決定事項を速やかに連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。連絡を受けた被災都道府県は、前条第1項の規定により追加の対口支援の必要性を連絡した対口支援団体に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。さらに、連絡を受けた対口支援団体は、対口支援を行う被災市区町村に対し確保調整本部で決定した事項を速やかに連絡するものとする。

3 確保調整本部は、第1項の規定により決定を行った場合には、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対し決定事項を速やかに連絡するとともに、全国市長会及び全国町村会を通じて一体的支援に係る市区町村に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

(追加の対口支援団体による応援職員の派遣)

第19条 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣要請人数等を踏まえ、それぞれ、応援職員の派遣のための調整を行うものとする。こ

の場合において、当該都道府県は、当該都道府県の区域内の市区町村に対し、一体的支援を行うことについて確認の上、第11条第2項各号に規定する調整等を行うものとする。

- 2 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体及び対口支援団体と一体的支援を行う市区町村は、応援職員の派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するとともに、第11条第4項各号に規定する支援を継続的に行うものとする。
- 3 前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、応援職員の派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。
- 4 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、前条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた都道府県及び指定都市に対し、対口支援の終了について、文書により連絡するものとする。

(追加の対口支援に関するその他の事項)

- 第20条 第18条第2項の規定により応援職員の派遣の決定の連絡を受けた対口支援団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、対口支援を行う被災市区町村について、応援職員の派遣人数（自らが派遣する応援職員を含め、被災市区町村に派遣された応援職員の派遣人数をいう。）の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他応援職員の派遣に関する情報を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。
- 2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。
 - 3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第17条第1項、同条第3項、第18条第2項及び本条第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災都道府県に代わって行うことができるものとする。
 - 4 対口支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

第4節 独自申出による応援職員の派遣

(独自申出による応援職員の派遣の調整)

第21条 地方公共団体（被災都道府県内の地方公共団体を除く。）は、第1段階支援及び第2段階支援とは別に、独自に応援職員の派遣を行おうとする場合には、都道府県にあっては全国知事会に、指定都市にあっては指定都市市長会に、市区（指定都市を除く。）にあっては全国市長会に、町村にあっては全国町村会に対しその旨を申し出ること（以下「独自申出」という。）ができるものとする。

2 前項の規定による独自申出は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出して行うものとする。

（1）応援職員の派遣可能人数（業務又は職種、期間等を含む。）

（2）前号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な事項

3 関係団体は、第1項の規定により独自申出を受けた場合には、それぞれ、当該独自申出の情報を管理するとともに、確保調整本部に対し当該情報を報告するものとする。

4 確保調整本部は、前項の規定により報告を受けた場合には、対口支援団体の決定前にあっては被災都道府県と、対口支援団体の決定後にあっては対口支援団体と協議の上、応援職員の派遣の調整を行うものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定により調整を行った場合には、関係団体を通じて、地方公共団体に対し調整結果を連絡するとともに、対象となる地方公共団体に対し応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

第5章 総括支援チームの派遣

(災害マネジメント総括支援員等の登録)

第22条 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント総括支援員として名簿に登録し、当該名簿（以下「総括支援員登録名簿」という。）の管理を行うものとする。

- 2 総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント支援員として名簿に登録し、当該名簿の管理を行うものとする。
- 3 災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の登録の手続等については、別に定めるところによるものとする。

(総括支援チームの派遣の要請等)

第23条 被災市区町村は、対口支援団体の決定前において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、当該被災市区町村を包括する被災都道府県を通じて確保調整本部（確保調整本部設置前にあっては総務省。）に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。

- 2 被災市区町村は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができるものとする。
- 3 第1項又は前項の規定による要請は、その旨を記載した文書を提出して行うものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。
- 4 対口支援団体は、第2項の規定による要請に対し適当な総括支援チームを派遣することが困難である場合には、確保調整本部に対しその旨を連絡するものとする。
- 5 確保調整本部は、第1項の規定により要請を受けた場合又は前項の規定により連絡を受けた場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（原則として被災地域ブロック幹事都道府県を除く。）と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
- 6 確保調整本部は、第1項に規定するもののほか、被災都道府県から協力の依頼を受けた場合又は得られた情報を基に必要と判断した場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（原則として被災地域ブロック幹事都道府県を除く。）と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
- 7 確保調整本部は、第5項又は前項の規定に基づき、総括支援チームの派遣に関して災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（被災地域ブロック内の地方公共団体に限る。）と調整する場合は、原則として、被災地域ブロック幹事都道府県と協議の上で行うものとする。
- 8 確保調整本部は、第5項又は第6項の規定により総括支援チームの派遣について協力を依頼した場合には、当該団体に対し、文書によりその旨を連絡するものとする。ただし、文書を提出するいとまのない場合には、電話等により行うものとし、後日文書を提出するものとする。また、確保調整本部は、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さ

らに、対口支援団体の決定前にあつては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあつては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。また、都道府県及び関係団体（全国知事会を除く。）を通じて市区町村に対しその旨を連絡するものとする。

（総括支援チームの要請に基づかない派遣）

第24条 前条の規定にかかわらず、確保調整本部は、震度7の地震が発生した被災市区町村に対し、当該被災市区町村又は被災都道府県からの要請によることなく、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（原則として被災地域ブロック幹事都道府県を除く。）と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼することができるものとする。

（総括支援チームの派遣）

第25条 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

2 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームを派遣した場合には、確保調整本部に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。

3 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、関係都道府県及び対口支援団体に対しその旨を連絡するものとし、さらに、対口支援団体の決定前にあつては被災都道府県を通じて、対口支援団体の決定後にあつては対口支援団体を通じて被災市区町村に対しその旨を連絡するものとする。

4 確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣を終了する場合には、確保調整本部に対し、事前にその旨を文書により連絡するものとする。

5 確保調整本部は、前項の規定により連絡を受けた場合には、当該団体に対し、総括支援チームの派遣の終了について、文書により連絡するものとする。

（総括支援チームの派遣に関するその他の事項）

第26条 総括支援チーム派遣団体は、確保調整本部及び被災都道府県に対し、総括支援チームの派遣を行う被災市区町村について、総括支援チームの派遣人数の当日の状況及び翌日以降の見込みの状況並びにその他総括支援チームの支援に関する状況等を電子メールにより毎日提供するものとする。なお、当該連絡の頻度については、確保調整本部及び被災都道府県が協議して、適宜見直しを行うものとする。

2 被災都道府県は、前項の規定により提供された情報を集約し、被災地域ブロック幹事都道府県に対し提供するものとする。また、確保調整本部は、必要に応じて、対口支援団体に対する詳細な状況の確認及び関係省庁との共有を行うものとする。

3 被災地域ブロック幹事都道府県は、第1項に規定する被災都道府県の役割（当該被災都道府県の区域内の被災市区町村に関するものに限る。）について、被災都道府県と協議の上、被災

都道府県に代わって行うことができるものとする。

- 4 総括支援チーム派遣団体は、確保調整本部に対し、総括支援チーム派遣団体の交代又は追加の申出を行うことができるものとする。
- 5 確保調整本部は、前項の規定により申出を受けた場合には、総括支援員登録名簿に基づき、災害マネジメント総括支援員が属する地方公共団体（原則として被災地域ブロック幹事都道府県を除く。）と調整し、当該地方公共団体に対し総括支援チームの派遣について協力を依頼するものとする。
- 6 総括支援団体の派遣先については、決定後、速やかに確保調整本部から関係省庁に情報共有するものとする。

第6章 受援体制

(平常時における受援体制の整備等)

第27条 市区町村は、災害時に円滑に応援職員の受入ができるよう、あらかじめ次に掲げる事項等を取りまとめた受援計画の策定を行うなど、受援体制について必要な準備を整えるものとする。

- (1) 庁内全体の応援受入の窓口となる受援担当者
- (2) 応援職員が担う受援対象業務と必要人数
- (3) 各受援対象業務の担当部署における受援担当者
- (4) 応援要請の手順

2 都道府県は、区域内の市区町村に対し、前項の取組に係る助言や支援を行うものとする。

3 地方公共団体は、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合を想定し、ホテル、旅館、公共施設等宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

(応援職員受入時の体制整備)

第28条 被災市区町村は、災害時の応援職員の受入に際し、受援が円滑に機能するため、次に掲げる取組等により、応援職員の受入体制の整備に努めるものとする。

- (1) 応援職員の執務スペースの確保
- (2) 業務に必要な資機材等の準備
- (3) 受援に関する庁内調整会議の開催

第7章 その他

(被災都道府県の役割)

第29条 被災都道府県は、被災市区町村を円滑に支援するため、次に掲げる事項の役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 応援団体からの問合せへの対応及び可能な範囲での情報提供（例えば、被災都道府県災害対策本部に集約された情報）
- (2) 被災市区町村の応援ニーズの把握
- (3) 被災市区町村への連絡要員の派遣
- (4) 被災市区町村間の応援団体連絡会議の主催（被災地域ブロック幹事都道府県と協力）
- (5) 当該被災都道府県内の地方公共団体による被災市区町村への応援職員の派遣の調整

(被災地域ブロック幹事都道府県の役割)

第30条 被災地域ブロック幹事都道府県は、被災都道府県を補佐するものとする。複数の都道府県が被災した場合は、必要に応じて、被災地域ブロック幹事都道府県が指定する他の都道府県が補佐するものとする。

(応援職員の派遣に関する留意事項)

第31条 地方公共団体は、応援職員の派遣に関し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 活動に必要な資機材、応援職員の食料、宿泊場所及び交通手段の確保等については、可能な限り自己完結型で対応すること。
- (2) 派遣期間については、業務の習熟、引継ぎ等を考慮して調整を行うこと。

(応援職員の派遣に関する費用の負担)

第32条 本制度に基づく応援職員の派遣に要した費用の負担については、法令の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体と被災市区町村又は被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議して定めるものとする。

(平常時における対応)

第33条 総務省は、平常時に、本制度に基づく応援職員の派遣に関する連絡調整を行うため、内閣府、消防庁、関係団体、都道府県（地域ブロック幹事都道府県の別を含む。）及び指定都市の担当部署の連絡先を記載した名簿を作成し、内閣府、消防庁、関係団体、都道府県及び指定都市と共有するものとする。

- 2 内閣府、消防庁、関係団体、都道府県及び指定都市は、前項に規定する名簿の連絡先に変更が生じた場合には、総務省に対し変更後の連絡先を速やかに連絡するものとする。
- 3 地域ブロック幹事都道府県は、平常時に、対口支援団体の決定に際して考慮することを基本とする第10条第2項第4号から第6号までに規定する事項について、当該地域ブロック内の都道府県及び指定都市に係る情報の整理及び定期的な更新を行い、地域ブロック内の都道府県及び指定都市と共有するものとする。さらに、総務省に対しても当該情報を提供するものとする。

提供を受けた総務省は、当該情報を関係団体と共有するものとする。

(訓練の実施)

第34条 総務省は、大規模災害時における本制度の円滑な運用を確保するため、関係機関の協力を得て、訓練を実施するものとする。

(要綱の見直し)

第35条 総務省は、前条に規定する訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて関係機関の意見を聴きつつ、適宜、本要綱について必要な見直しを行うものとする。

(南海トラフ地震、首都直下地震等極めて規模の大きい災害時の特例)

第36条 別紙に掲げる要件に該当する場合における応急対策職員派遣制度の取扱いは、別に定める。

(その他)

第37条 この要綱に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は、総務省が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

地域ブロック	北海道東北 ブロック(A)	関東 ブロック(B)	中部 ブロック(C)	近畿 ブロック(D)	中国・四国 ブロック(E)	九州 ブロック(F)
都道府県	北海道、青森県、 岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、 福島県、新潟県	茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	富山県、石川県、 長野県、岐阜県、 静岡県、愛知県、 三重県	福井県、滋賀県、 京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、 和歌山県	鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、 山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、 高知県	福岡県、佐賀県、 長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
指定都市	札幌市、仙台市、 新潟市	さいたま市、千葉 市、横浜市、川崎 市、相模原市	静岡市、浜松市、 名古屋市	京都市、大阪市、 堺市、神戸市	岡山市、広島市	北九州市、福岡 市、熊本市
応援優先順位	①B②C③D④E⑤F	①A②C③D④E⑤F	①D②B③A④E⑤F	①C②E③F④B⑤A	①F②D③C④B⑤A	①E②D③C④B⑤A

(別紙)

- 1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第2条第2項に規定する南海トラフ地震が発生した場合において、発生した地震の震央地名が、下表に示す南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たすとき。

【震央地名一覧】

想定震源断層域と重なる震央地名					
中部 地方	山梨県中・西部	長野県南部	静岡県東部	静岡県中部	静岡県西部
	駿河湾	駿河湾南方沖	新島・神津島近海	愛知県東部	愛知県西部
	遠州灘	三河湾	岐阜県美濃東部	三重県北部	三重県中部
	三重県南部	伊勢湾	三重県南東沖		
近畿 地方	和歌山県北部	和歌山県南部	和歌山県南方沖	紀伊水道	奈良県
	淡路島付近	播磨灘			
四国・ 九州 地方	徳島県北部	徳島県南部	香川県東部	香川県西部	瀬戸内海中部
	愛媛県東予	愛媛県中予	愛媛県南予	伊予灘	豊後水道
	高知県東部	高知県中部	高知県西部	土佐湾	四国沖
	大分県南部	宮崎県北部平野部	日向灘	九州地方南東沖	

- (1) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合

【各地方の都道府県分類】

- 中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県
- 四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

- (2) 発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合）

2 上記1以外の要件

- (1) 政府、関係団体等の各種情報から、上記1の場合に類する被害が想定され、総務省が必要と判断した場合
- (2) 南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランが適用された場合